

## 令和5年度 第1回広陵町定例教育委員会 会議

### ○ 開会及び閉会

令和5年4月28日（金） 午後 1時30分開会  
同日 午後 3時26分開会

開催場所： 広陵町役場 3階 第1委員会室

### ○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

（教育長）植村佳央、 1番委員：（教育長職務代理者）松井秀史、  
2番委員：奥田俊詞、 3番委員：岡野聡子、 4番委員：臼井 有香

### 委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育委員会事務局教育振興部長	村井 篤史
教育総務課長	福田 順子
学校支援課長	池端 徳隆
生涯学習文化財課長	尾崎 充康
けんこう福祉課子ども局長	谷野 良隆
子ども課長	佐々木 計也
図書館長	尾藤 肇子
スポーツ振興課長	坪水 裕子
広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会課長補佐	南 雄太郎
教育総務課指導主事	小峠 博幸
教育総務課指導主事	濱田 健二
学校支援課指導主事	阪口 妙子
学校支援課指導主事	福井 康博

## 4 議案（1） 広陵町教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて

○事務局教育振興部長 続いて4番、議案に進めさせていただけたらと思います。議事進行は教育長、よろしくをお願いします。

○教育長 それでは、議案に移らせていただきます。

まず一つ目でございます。広陵町教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて別紙がございます。これについては生涯学習文化財課長、よろしくをお願いします。

○生涯学習文化財課長 失礼いたします。別冊になっております資料です。ホチキスどめの広陵町教育委員会事務局組織規則の一部を改正することにつきましてご説明申し上げます。

資料上から規則の概要、2枚目が規則の改め文、3枚目が新旧対照表という形になっておりますが、1枚目の規則概要に基づきましてご説明申し上げます。

まず、改正の理由でございますが、令和4年度におきまして民法の改正が施行されました。こちらは令和4年4月1日の施行でございます、その中の大きな一つの柱といたしまして、成年年齢の引き下げがありました。いわゆる20歳をもって成年となすことから、18歳をもって成年とするというものでございます。

そちらを受けまして従前行っておりました。成人の日の式典の名称を変更したことと、それから地域間交流事業の廃止を行ったことに伴いまして、生涯学習文化財課の生涯学習係における事務分掌を整理するため所要の改正を行わせていただいたものでございます。

改正の内容につきましては2点ございます。

1つ目が、成人の日の式典の名称変更に伴う事務分掌の見直しでございます。先ほど申し上げました成年年齢の引き下げに伴いまして、成人の日の式典の名称を従前の成人式から、「二十歳のつどい」に改めたことに伴いまして、事務分掌の表記を整理させていただきました。成人式に関するところを「二十歳のつどい」という形に変えさせていただいたものでございます。

もう一点目でございます。地域間交流事業の廃止に伴う事務分掌の見直しといたしまして、従前、地域間交流事業としまして福井県美浜町に小学校5年生を40人募りまして、海体験を行ってきたものでございます。こちらの事業、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして休止しておりましたが、昨年からの事業を従前どおり進めていくということで、先方と協議した結果、受け入れが難しいということ、それから、また昨年の段階では5年生が364人いる中で40人しか連れて行かないこと等を踏まえ、総合的に考慮しました上で地域間交流事業を廃止という形をとらせてもらったものでございます。それに伴いまして事務分掌規則の中に入れておりましたので、そちらの関係する号を削るものでございます。

なお、こちらは、令和5年度から施行する必要があったことから、令和5年3月31日に公布する形をとらせてもらいまして、令和5年の4月1日から施行させていただいたものでございます。

以上、報告事項になりますが、よろしくお願いたします。

**○教育長** ありがとうございます。今、生涯学習文化財課長の説明を聞いていただいて、委員の皆様何かご質問またご意見等がございましたらよろしくお願いたします。どうでしょうか

よろしいでしょうか。特にございませんか。

ありがとうございます。それでは1番を終えさせていただきます。

#### 4 議案 (2) 広陵町立公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正することについて

**○教育長** それでは(2)番に移ります。広陵町立公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正することについて、これも別紙がございますので、教育総務課長、よろしくお願いたします。

**○教育総務課長** 失礼します。私から広陵町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則概要について説明させていただきたいと思っております。

こちら先ほど教育長から説明ありました共同学校事務室を設置するに当たって、規則の一部を改正する必要がございますので上げさせていただきます。

改正理由ですが、改正内容は共同学校事務室に係る規定の新設ということで、第20条の13にその旨を加えさせていただきます。今年度から設置に向けて動いておりまして、この規則改正というのは必須になりますので、これを設けさせていただいた上で共同学校事務室を設置させていただきます。別に共同学校事務室の職務については別に定めさせていただきますので、ここでは共同学校事務室を設置するという旨の一部の改正となります。

どうぞよろしくお願いたします。

**○教育長** ありがとうございます。今、教育総務課長から説明をしていただきましたが、基本的には共同学校事務室の設置のための新たな規則ということになります。

これも特にご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

**○A委員** 設置の具体的な効果はどんなことが考えられているのですか、想定されているのですか。

**○教育総務課長** 学校事務という職務の位置づけが上がるといいですか、標準的な職務内容を定めるというのがまずあるんですが、学校事務員も学校運営に関わるということで、根拠を示させていただき、グループワーキングにはもう少ししっかりした組織として動くというイメージです。

**○教育長** そうですね。

**○A委員** 例えば、学校でよく使うわら半紙を広陵中学校と真美ヶ丘中学校が別々に買っていたものを一括して注文することによって大量注文ができて、それが少しでも経費が安くなると、そういうことが想定されますか。

**○教育総務課長** 今現在も、実は学校予算は別々に持っているんですが、発注することで安くな

るものはまとめていただいています。そういったことで安くなるというよりは、事務が効率的に行えるということです。事務さんの中でこのグループ、この仕事をする人の主は誰、そういうことを計画的に進めていくと聞いています。

**○教育長** 例えば先生方のいろんな給与の関係や旅費とかあると思うんです。その辺の計算についてみんなで一緒になってグループでやってしまうと早いんですが、それぞれ、今までは事務の先生方が一人一人同じようなことを、学校でやっていたのを一括してやれたり、事務的な効率の部分が一番大きいと思うんです。

それともう一つは、今年も新たに新採の事務の先生に来てもらったんです。まさに大学を出たばかりの方なんですが、そういうところで一緒になって話をしたらということで、これはグループワーキングでもできたかも分かりませんが、よりそこが一緒に一つの部屋の中で、ある程度教えてもらったりできるので、そういったところも、今までだったら別々の学校で教えてもらえない状況があったのですが、いろんな話をすることで、その辺がスムーズに行ったりするのかなと思います。事務の先生方はとにかく喜んでおられます。先ほど課長が言ってくれたように、今まではその事務の先生は事務ということで、なかなか学校運営とか、そういったところにはあまり関わってこられなかったのですが、職員会議の前に企画委員会とか、運営委員会とかございます。そこにも事務の先生が入っていただいて、いわゆる予算とか、そんな関係は事務の先生が一番よく分かっている、教員ってどちらかというと予算とかお金のことは疎いんです。その辺が入っていただいていろいろな話をしてもらうことで、どういう形で学校の予算が動くのかと、そんなことも話をしてくれる状況があるので、そういう意味では、7校の先生方みんな集まっているいろんなことを話してもらえるということと、そこを拠点に共同学校事務室、いわゆる事務室、共同になっているいろんなことしてもらえる。それと県とのパイプ関係もできてくるので、そういう意味では、私は自分も要求した人間なんですが、そこはすごく事務の先生方にとってはいいのかなと思ってるんです。効率はかなり上がると思います。

ちょっと具体的には言えないんですけど。

**○OA委員** イメージとしては、そうすると、今まで事務の先生は各学校にはおられたわけです。その先生方、一応学校にはおられる。

**○教育長** おられます。

**○OA委員** その共同学校事務室というのは、どこかの学校にそれを、共同をおきますよね。

**○教育長** はい、真美中に。

**○OA委員** 真美中で。

**○教育長** 今だから空き教室があって、そこはエアコンが入ってなかったんですがエアコンもつけてもらって、そこで会議をしたりとか、事務的な部分、パソコンとかはみんな入れてもらってるんですね。

**○教育総務課長** はい、ございます。

**○OA委員** そしたら、そこで各学校の事務を特別何かをするというわけではないわけです。

**○教育長** そんな共通したことはそこでやってもらえる部分かなと、グループワーキングはこれから、そっちでやっていくんですよね。

**○教育総務課長** そうですね。グループワーキング月2回集まって、役場の会議室で持ち寄ってやっていただいた作業は全て共同学校事務室でやります。

**○OA委員** 新しく設置されて、これからその運用の仕方をどんどんアップグレードさせていくという、そういう考え方ですか。

**○教育長** そうですね。

**○OA委員** 分かりました。

**○教育総務課長** はい、グループワーキングからだんだん成長していく形になると思います。

**○学校支援課長** いろいろと教育委員会として検討していかなければならない課題ってたくさんあるんですが、例えて言ったら給食と学校のほうでいろいろ事務していただいているものを公会計化するとか、各学校でおのおのやっぱりお家事情があるというところ、一堂に集まっていたいろいろな意見も聞けるし、取りまとめてそういう課題に向かっていけるのと違うかなとは考えてるんです。

今までも共通で例えて言ったら机とか、椅子とかの備品を購入するときでも、ばらばらにやったら数も少ないですのでスケールメリットではないですが、一括で発注する場合には教育委員会が間へ入ったりとか業務やりました。そういう事務改善にも当然に入っていたらと考えてますので、今はメリットしか見てないというところでございます。

**○教育長** もう一点は、広陵町は割と事務の先生、それから教頭先生に、ほかの市町村のことを思えば、割と事務的な仕事を頼んでる状況があつて、それもある程度負担軽減にはなるかなと思つてます。うまく動いてもらうことが一番いいかなと思つますので、よろしいでしょうか。

**○A委員** はい、ありがとうございます。

**○教育長** ありがとうございます。

#### 4 議案 (3) 広陵町立小・中学校独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の

##### 制定について

**○教育長** それでは、(3)番の広陵町立公立小・中学校独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の制定について、これも別紙がございます。教育総務課長、よろしくお願ひします。

**○教育総務課長** すみません。失礼いたします。こちら先月案件として出させていただいて、実質負担がない要保護・準要保護がゼロ円になるのであれば、それを明記してはどうかということで一回検討させていただきますと、案件持ち帰らせていただいたんですが、共済掛金につきましては、返還を受けるための要件というのが定まっております、要保護・準要保護、スポーツ振興センターからある一定金額の返還があります。それを満たすための要件として、一旦、保護者負担金をゼロ円ではなく金額を定めなくてはいけないということになっておまして、その範囲の金額も決まっております。うちのほうで20円と定めさせていただいてるんですが、16円から24円の間で定めることという金額の範囲もございまして、これ0円ということになれば金額の共済掛金の返還は受けられまないと定められていることから、本町のほうでは20円。

**○教育長** 20円というのをうたったわけですね。

**○教育総務課長** 定めさせていただいて、今回、第3条のところがその文章になるのですが、第3条の2のところ保護者が経済的理由によって、共済掛金を納付することが困難であると認められるときには、教育長はこれを免除することができる。この条文、先月もうちょっと後ろのほうに入ってたんですが、分かりやすく次のほうに設けさせていただきました。これをもって要保護・準要保護が免除しておりますので、実質の事務と変わらないというところをお願いしたいと思います。

**○教育長** 前回、A委員からご意見が出て、これはもうゼロでということと言われたと思うんですが、一回それもセンターで確認をしていた中で、この20円というのをうたわなきゃならないということもあつて、そういうふうになったということでございますが。

**○A委員** いや、前回も申し上げたのは、どういう意味があるんですかということでお聞きしたので、今説明させていただいて分かりました。

**○教育長** はい、すみません。申し訳ないです。そこは前回ちょっと分かりにくかったです。確認してもらって初めて分かったということになりますので、すみません。それではこの件につきましてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

#### 4 議案 (4) 幼稚園の通園区域の見直しについて

**○事務局教育振興部長** 続きまして3番、教育長報告に入る前に、本日はけんこう福祉部子ども局長、子ども課長に来ていただいております。まず最初に報告をいただきますので、よろしくお願ひします。

**○けんこう福祉課子ども局長** どうぞよろしくお願ひいたします。また、本日は貴重なお時間い

いただきましてありがとうございます。また、前のほうに議題を持ってきていただきましてありがとうございます。

私どもからご説明させていただく内容につきましては、幼稚園の通園区域の見直しについてということで、横型のホチキスどめの資料をもとにご説明させていただきたいと思っております。説明はその資料をもとに課長からさせていただきます。私からは資料はないんですが、この令和5年4月1日こども家庭庁が出来上がりまして、そして同じく令和5年4月1日にこども基本法という法律が施行されたことにつきまして、ご紹介させていただきたいと思っております。

そのこども基本法の中の第11条につきましては、子どもの政策に特化したものではなく、地方公共団体などの政策過程において、子どもが含まれてるものにつきましては、子どもの意見を聞くことが義務として課せられてございます。そして聞き方につきましては、委員会があるんでしたら委員会の中にその子どもを含めるというのが一つ、また、パブリックコメントで年齢、子どもに限ったパブリックコメントをするというのも一つ、また、SNS等を通じて若者に限定した意見募集をするのも一つということで、いろんな方法を取って、子どもに対する意見を求めなさいよということがございます。そして、我々といましては、子ども基本法の中に書かれている概念につきまして、年齢で区切ることなく心と体の発達段階にあるものという規定になってございますので、ちょっと年齢で区切るのはなかなか難しいところがあります。国も18歳や20歳という形で年齢を区切らないようにしてほしいということが通知として来ておりますので、また、そのあたりを勘案いたしまして、子ども、若者を含めた意見を求めていこうと思っております。

6月議会につきましては、こども子育て会議というものをこども課で持っているんですが、その委員に子ども、若者という枠を設けて1名選出しようと思っておりますので、お知りおきいただけたらと思います。私からは以上でございます。それでは課長から資料につきまして説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**○こども課長** よろしく願いいたします。それでは、横長の広陵東真美ケ丘第一、真美ケ丘第二小学校区の状況と書かれた2枚の資料に基づいて説明させていただきます。こちらの資料ですが、表裏の1枚のものが、4月に入りまして各幼稚園におきまして、保護者会を開催いたしまして、そちらで保護者に説明をさせていただいた内容となっております。

まず表面につきましては、これまでと同様、本町の子どもの幼稚園やこども園等の流れについて書かせていただいております。まず広陵町内は3万5,000人程度で横ばいしてるけれども、少子高齢化の流れに基づいて減少していくものと予想しているということと、それから各学校区では公立の幼稚園のニーズが年々少なくなっていることを書かせていただいております。

また、去年、基本計画、東小学校区、真美ケ丘第一小学校区、真美ケ丘第二小学校区の幼稚園、保育園等をどうしていくかということで、基本計画をつくらせていただきました。その基本計画の結果、今年、東小学校区につきましては、公私連携法人による認定こども園を令和8年4月に開園をするという目標を立てまして、現在、運営する公認の選定作業を行っているところでございます。本日夕方、募集、応募をしてきた法人に対してプロポーザル審査会を開く予定にしております。

ただ、令和5年度につきましては、3歳児の入園児が各幼稚園とも少ないという状況でございました。これによりクラスにおける集団教育や活動に工夫があると考えておまして、そちらにつきまして保護者に説明させていただいたという次第でございます。

1枚めくっていただいて、裏面になるのですが、令和6年度以降の園児数の予測と対策案ということで書かせていただいております。各幼稚園についてですが、令和5年度一番左の数字が令和5年4月1日現在の園児数、それ以降6年、7年、8年と徐々に各園とも減少が予測されております。

それにつきまして、下に対策案という形で保護者の方にも説明させていただきました。まず一つ目ですが、今後、新年度の各クラスの通園者数が一定数未満である場合は、異年齢クラスを編成する予定であるということでお伝えしております。ただ、この一定数というところにつきましては、今協議をしております、それが決まりましたら保護者の方へお示しをしたいと考えております。

続きまして、広陵町内の幼稚園の園区を廃止することを考えております。これにつきましては、今後の住宅開発を見据えたもので、保護者に幼稚園を選択していただけるようにするというのが一点と、

異年齢クラスを実施した際、同学年のクラスをどうしても公立幼稚園で求めたいといった場合は、どこの幼稚園であっても保護者が選択するのであれば、通うことができるという選択肢を設けたいという考えからでございます。

続いて、町内幼稚園や近隣の保育園との交流を増やし、集団活動の場を提供していきます。こちらにつきましても、人数が少ないということで、先生が各一人一人の園児に対して目が行き届きやすいというメリットはございますが、ただ集団活動、遊びとか、そういった活動の中で、やはりある程度の人数がいないとできない活動というのはございます。そういった活動をどうやって提供していくかということにつきまして、近隣の保育園や幼稚園と交流をして、その中で遊びをしていきたいということで、これにつきましては各園長が本年度の運営方針であったり、こういったことをやっていきますよとか、こういうイベントを考えてますよということを保護者に説明させていただいております。

続いて、広陵東小学校区については令和8年4月に認定こども園開園に向けて円滑な移行を進めてまいります。これについても保護者には逐次丁寧に説明をしていきたいと思っております。

最後に、真美ヶ丘第一小学校、第二小学校のこども園設置に向け検討を進めてまいります。これにつきましては、今現在の各幼稚園を来年度合併するとか、そういうのは計画にはございませんという形では保護者には伝えております。

続いて、次のページを見ていただきまして、今、説明させていただいた中で通園区の廃止ということなんですが、上が令和5年の現在の通園区、各校区ごとにどこの幼稚園に通えるかというところを書かせていただいております。

西小学校区は、今現在公立の園、幼稚園がございませんので、東、それと真美ヶ丘第一、第二幼稚園に通うことが可能ということで、規則を変更してはございますが、東小学校区北小学校、真美ヶ丘第一、真美ヶ丘第二小学校区については、各区域の幼稚園もしくは、三角になってますか畿央大学付属広陵こども園、これは西小学校区の方が優先となりますので、その優先枠が埋まらなければ入ることができるということで三角にしております。

この園区を廃止したことによってどう変わるかというのが下の表になります。下の表見ていただきますと、東小学校、真美ヶ丘第一小学校区の附属幼稚園、真美ヶ丘第二小学校の附属幼稚園、全てにおきましてどこの小学校の校区の園児も受け入れ可能という形になります。こういった中で各小学校区の園児、保護者の方に幼稚園、公立の幼稚園についてはどこの幼稚園も選択可能ということで、幅を広げていきたいと考えております。これにつきましては規則の改正の必要がございます。また、予定といたしましては、来月の教育委員会で案を出させていただいてお諮りいただきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。私からは以上でございます。

**○事務局教育振興部長** ありがとうございます。議案の4番目に入っておりますが、今回は報告ということでよろしかったでしょうか。

今、こども課長からもありましたように、次回お諮りいただけるということになりますので、また、この内容に関しましてお知りおきいただけたらと思います。改めて、こちらに関しまして何か質問とかございますでしょうか。

**○教育長** すみません。北かぐやこども園は北小学校区のみですか。

**○こども課長** はい。

**○教育長** 結局ほかは町内全てだったのですが、北かぐやだけは北小学校区という限定した理由か、何かあるんですか。もともとがそうだけでも。

**○こども課長** これは北小学校区が、北かぐやこども園ですが、北小学校区に限定しているのが、あそこはこども園ということで、幼稚園部分で1号児童というんですが。

**○教育長** 1号、はい。

**○こども課長** 1号で入られて、その後働いているということで2号、保育園の部分に切り替えというのが、次からできるようになるんです。となりますと、そこに入ると保育園の選定基準をすり抜けて入って、保育園としてずっと使えるということが出来ます。広陵町内全ての校区にこども園が整備できますと、そういった心配は、逆になくなるかなと思うんですが、今現在は公立のこども園というのは北かぐやになるので、しばらくの間は限定させていただきたいと思っております。

○教育長 分かりました。

○事務局教育振興部長 よろしいでしょうか。

では、けんこう福祉部こども局長、こども課長、この後公務もございますので退出されます。ありがとうございました。

○こども課長 ありがとうございます。

#### 4 議案 (5) 後援名義使用許可申請について(「第60回道徳教育研究会(奈良県会場)」)

○教育長 (5) 後援名義使用許可申請についてでございます。「第60回道徳教育研究会(奈良県会場)」について、公益財団法人モラロジー道徳教育財団について、教育総務課指導主事からご説明をお願いします。

○教育総務課指導主事 失礼します。奈良県モラロジー協議会より後援名義使用許可申請願が出ております。27ページをご覧ください。

主催者は公益財団法人モラロジー道徳教育財団、行事の名称は「第60回道徳教育研究会(奈良県会場)」ということです。ほかの後援先としましては、既に文部科学省は、後援名義申請許可しております。裏についております。奈良県教育委員会、それから各市町村の教育委員会は予定ということになっております。目的は道徳教育を柱とする研究会を通じて、学校、地域、家庭等における心の教育の充実発展に寄与するためということです。実施日時、場所等につきましては28ページにございます。開催日は令和5年7月29日土曜日、13時から16時20分。会場ホテルリガーレ春日野奈良市のほうです。講師は野口芳宏先生、大久保俊先生。参加対象者、それから参加人数、参加費につきましては、教職員、教育委員会関係者、教育に関心を有する者50名、1,000円ということになっております。今年度の全国共通テーマは「道徳教育の充実を目指して」ということで、今回の研修内容は模擬授業や講演、そして質疑応答を行っていくということになっております。29ページに収支予算書、30ページに文部科学省の使用許可書が添付されております。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○教育長 ありがとうございます。これにつきましても毎年この時期というか、7月の末から8月の初めにかけてモラロジーの道徳教育の研究会がございます。

昨年も奈良のリガーレ春日野で行われたと思います。そのコロナの前までは南部会場、北部会場を交互に開催され、南部会場は必ずグリーンパレスでされてきました。そのグリーンパレスでされたときは、道徳教育やいろんなことの実践発表等もございました。先生方の実践発表もありましたので、私も校長先生方にぜひ参加してくださいということを伝え、その辺聞いておいてほしいということで結構聞いてもらった状況がございます。ただ、今はまだコロナの関係で人数も50人に制限されてる状況があって、しかも奈良での開催ですので無理に校長先生方に、あえて行ってほしいとは言っておりません。一応行けるなら行ってほしいという話はしてます。昨年も後援申請は出ましたし承認もしていた状況でございます。これにつきましても、承認ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは議案につきましては、これで終わらせていただきます。